

## 光が丘第八保育園民間委託化対策協議会（第12回）要点記録

平成17年5月28日（土）

於：光が丘体育館

文体はすべて「である」体、または体言止めに統一する。

区管理職以外は、保護者・区議会議員も含め、個人名を表示しない。

文中、「保護者側出席者」は「保護者」、「保護者側司会」は「司会」、「光が丘第八保育園」は「光八」と表記する。

司会 開会する。（双方自己紹介）

司会 チェック済みの文書があるので署名願う。（サイン交換）

司会 本日の議題だが、保護者側から、覚書の検討、運営委員会の検討、3つ目に円滑な委託・引き継ぎのこと、これについて議論したいという予定でいた。基本的な内容は、これで区側はよいか。あと、5月27日付で保護者側に配られた資料、この辺の内容の説明をお願いしたい。いかがか。

課長 本日の議題は結構だ。27日付の「選定委員会の経過 今後のスケジュール」、こちらを先に説明させていただきたい。

司会 保護者側は大丈夫か。

保護者 はい、結構だ。

司会 では、27日に配られた資料、中身でいうと選定委員会の経過、引き継ぎ関係の日程変更、変更された引継ぎ内容だ。最初に説明をお願いします。

課長 プレゼンテーションが延期になったこと、今後のスケジュールについて資料を出してほしいという話があり、提出した。今まで出していた2月21日付の引き継ぎ計画書は、6月開始だった。6月開始が難しくなり、7月、8月の引き継ぎ計画書案を提出した。まず、選定委員会の経過である。既に21日のプレゼンテーションの延期を通知した。第1回の選定委員会は、17年5月17日火曜日、開催した。当日は会長を互選により選任して、確認事項等に入ったが、有識者委員から今回の公募について問題提起があって、その点について、選定委員会の中で議論をしてきた。結果として5つの事業者が応募したが、端的に言えば、社会福祉法人から応募がなかったという問題提起があり、議論をした。

次回、21日はプレゼンテーションの予定であったが、その点について引き続き議論をする。したがって、21日のプレゼンテーションは延期をして、その日、引き続き選定委員会ということで、議論をしていくという結論になった。これが（2）第2回選定委員会、5月21日ということである。

引き続き議論したが、有識者委員3名のうち1名の選定委員から辞退したいという申し入れがあった。区としては、個人の見解であるので、非常に残念であるが、やむを得ないという判断をした。選定委員会の中で、設置要綱では退任についての規定がない。選定委員会に残るという意思表示をされた委員から後任の選定委員についても、ぜひ、学識経験者にしてほしいという申し出があり、また推薦する方もおり、後で紹介するというので、その選定委員会の中では、異論はなかった。

本日、協議会で話して、実はきょうの夜には、顔合わせ等も予定している。なかなか日程がとれないということがあって、近々ではきょうの夜しかない。それぞれの選定委員の日程的には、そうだったので、一応、顔合わせを予定している。

今後のスケジュールだが、2として(1)から(6)までであるが、選定委員会の予定が大分ずれるということがある。各委員のスケジュール表を対照し、今のところ一致して空いている6月5日、11日の夜、選定委員会としてとっている。

プレゼンテーション、ヒアリングの予定だが、6月12日の日曜日以外は、なかなか難しいという状況である。そういう中で、新たに予定している選定委員の日程も含めて、12日ということで、私どもとしては考えている。

その次、皆さんが一致しているのは、6月26日である。12日からだいぶ離れてしまう。もう少し前に日程がとれないか、きょうの初顔合わせのときに、それぞれの日程を再度確認し、どこかでとれないかと思っている。26日になる可能性もあると踏んでいる。区としては、仮に26日となると、契約の手続きについて、区の内部で準備を詰めていかないと厳しい。7月から引き継ぎに入りたい。準備委託ということで行いたい。9月については、もちろん委託開始ということである。

の現地調査である。5つの事業者が運営している保育園に、まずその状況を視察に行き、ヒアリングもするという形になる。一致した日付は今の段階ではなかなか厳しい。どう分かれて行けるのか、3人または2人という分かれた形になるかもしれない。いずれにしても5つの保育園、全部1人ひとりが見てチェックをするという形はとっていききたい。5人がそろって同じ日に1つの保育園に行くというのは、今の日程を見ると厳しいので、このゾーンの中で、きょうの顔合わせのときに、ほかの日程を確認して、それぞれ、いつどこへ行くかということ进行调整したい

資料には書いていないが、現在の光八の第三者評価の実施について、区としては6月中には着手したいと思って、今段取りを進めているところである。

2枚目の事業者との引き継ぎ計画書(案)で、今まで6~8月という形だったが、今後のスケジュール、選定委員会の見通し等もあわせると、6月からの準備委託は厳しいので、7月、8月の引き継ぎ計画書(案)を出し直している。こちらは、お目通しいただきたい。説明は以上である。

司会 保護者から質問等、いろいろあると思うが、何かあったら願います。

保護者 質問の前に、まず確認したい。協議会の場なので、ここで話したことは公になるし、事実、傍聴者もいるので、今説明してもらい、質問なり、意見なりも出ると思うが、その前に確認したい。選定委員会の話に関して、機密性というのがあった。それで、今回の延期の説明の部分で、それをどこまで当てはめるかということを先に確認しておきたいと思う。まず私の個人的な意見だが、実際の今回の事業者を選定するに当たって、選定委員の機密性というのは守らなければいけないが、今の簡単な説明だと、事業者を選ぶことによって、プレゼンテーションが延期されたとか、またその後の委員の辞退があったというわけではないようだ。まずそれはどうか。もし事業者の選定とかかわらない部分で、プレゼンの延期、委員の辞退ならば、選定とかかわらないことだから、この場である程度の詳しいことを教えてほしい。その委員に対しての個人的な特定できるような情報は必要ないが、そうでなければ、

その選定委員自体に問題があったのかと察する。それから、問題提起があってプレゼンを延期したということだが、その問題提起の内容も我々は知りたいし、選定にかかわることではないので、公にしてもいいと思えるが、いかがか。まず、そこをはっきりした上で、我々としても質問し、それからその質問に対する期待する回答が出てくるものと思われるので、まずそこをはっきりさせたい。

司会 簡単に言うと、選定にまだ入っていないから、別に誰に不利益、利益という話にはならないから、要は話し合いみたいのところだから、名前はともかくとして、公にしてもいいと思う。21日のプレゼンに向けて、保護者側も準備している人もかなりいたわけである。そこに対して、勝手に日程がずれるという話をいきなり出されたこちらとしても、こんな紙切れ物2、3行ではなくて、内容をもっと聞かないと納得できない部分もあるので、願います。

課長 選定委員会については、応募した事業者に対して、きちんと保育ができるかどうか、基準に達しているかどうかを見てほしい、その上で選定してほしい、事業者の選定をするのが、本来の選定委員会の役割と認識して、それを前提で選定委員になったととらえていた。その前段の選定に入る前の話として、今回の公募のあり方について問題提起があった。選定とは関係ないというが、区としては、それぞれの委員の意見のやりとりの部分では、選定委員会の議論に該当すると考えているので、それぞれの委員がそれぞれの立場で発言されたものについて、こういう意見であったと言い切るのは区としては難しい。事実、結論しか話すことができない。今回ペーパーに出した部分は事実の部分だ。それ以上の、ある委員がどう言っていたとか、それに対して、他の委員はどうとらえたか、というのを区で代弁するのは難しいというのが、現時点の考え方だ。どこまで言えるかということで、公募のあり方についての問題提起があった。結果として社会福祉法人の応募がなかったという部分で、その公募のあり方についてどうか、という話があった。まず、それから議論をした上で選定に入りたいということで、議論をして、なかなか見解の相違というか、選定委員としては、自分の考え方と相いれないという部分があるので、選定委員はここでおりたほうがいいということで、辞退の申し出があった。区としては、事実の話でいえば、ここまで、ということである。

部長 大変難しい話し合いである。私どもも別に事実関係について、話してはいけないということはなかりろうと思っているが、区の委員が辞退するならば、区としてどうにかするという話は当然できるわけだが、それぞれの有識者、特に専門的な立場で、さまざまな見解をそれぞれがお持ちである。結果的にはお1人が、区との見解がどうしても合わない。ご自身の専門的な立場、研究者としてどうしても自説を曲げるのは潔しとしない。したがって、やめたいという経過があった。

問題提起をした有識者が、きちんと真意をこう言ったということをお我々も確認をしてから公にしなければならぬ。一方的に私どもが受けとめた範囲で伝えることになる、後々迷惑をかけることにもなりかねない。したがって、私どもとしては、この間の経過があったので、一定の整理をした段階で、選定委員会として一定の仕事が終わり、総括として、こういうことがあったということをお委員会としてまとめて、報告する方式がとれないか、改めて選定委員には打診してみたいが、そういう

形で最終的に公表できるかもしれない。いずれにしても、保護者も予定していたプレゼンテーションが変更になったことについて、きちんとした説明がなければ納得できないことはよくわかる。このプレゼンテーションの延期については、第1回の選定委員会での流れの中である。今、課長からも若干話したが、当初、有識者から選定委員会の選定手続きに入る前に、公募についての問題提起をしたいということがあった。

最終的にはさまざまな議論があった。お三方それぞれの見解も出され、区としての公募の考え方も話した。しかしながら、会長に選ばれた有識者から、この議論は時間的にもうこれ以上続けることはできないので、次回もう一度議論したいという話があった。私どもとしては、次回でも結構だが、21日はプレゼンテーションが予定されている。議論は大いにやっていただいて結構だが、プレゼンテーションは予定どおり行いたいという話をした。

しかし、会長になられた有識者から、この問題は選定のための前提条件であるということで、この議論が済むまでは、プレゼンテーションに入ることは問題があるという強い意向であった。そのやりとりも随分して、私どもとしては、保護者にも連絡して、事業者にもこの日程でプレゼンテーションをお願いしている。事務局サイドとしては、ぜひこの21日にはプレゼンテーションを行いたいと言った。そういうやりとりが何回か続いた後、会長としてやはりどうしても次回は、この公募についての問題提起についての議論を引き続き行いたい。したがって、その日程が21日しかとれないのであれば、次回のプレゼンテーションはとりあえず延期をしたい、これは選定委員会としての判断になるわけなので、事務局としても保護者、応募事業者に対して、延期をする旨を連絡したという経過である。

21日に2回目の選定委員会があり、前回の公募のあり方についての議論を再度行った。それぞれ改めて各委員が見解を述べたところ、有識者委員が若干休憩をとり、その後、各委員からこの問題に対する意見表明が行われた。結果的には、有識者委員のうち1名は、ご自身の専門的な立場からどうしても区側との見解が合わないと言って、これ以上選定委員を続けるわけにはいかない、辞退したいということになった。区としても非常に残念だが、専門としての立場からということで、それ以上引きとめるのは難しだろうという判断をした。ただ、その後どうするかという問題が当然ある。有識者から、今回おやめになった方と同じような専門性を有した方に後任になってもらいたいという提案があり、また推薦をする用意もあるということであった。委員会としてどうするかということで、ではその方向で調整してもらいたいということで、選定委員会はその段階で終わったということである。

したがって、それぞれの個々の委員の発言内容、専門的な立場で話されたわけなので、それを私どもの受けとめだけでここで伝えて、区側の意見だけは私どもの見解として申し上げるのは、どうなのかという思いがあった。しかるべき段階で、選定委員としての整理ができた段階で公表することもあり得ると思っているが、現段階では今私どもが申し上げた流れの中で行いたい。また、質問を受け、発言できる範囲で発言するというので、ぜひご理解をいただきたい。

司会 追加の質問、意見等あったらお願いします。

保護者 非公開制については、私たちそちらで議論している内容がよくわからないから、そちらで適宜判断していただくしかない。ただ聞きたいことは聞かせていただく。結局、今の話を聞いていると、有識者の今回の公募のあり方の問題提起というのは、社福の応募がなかったということが、問題提起という認識でよいか。

課長 1つは結果として社会福祉法人の応募がなかった、それはどうしてかという問題提起だ。

保護者 その社福の応募がなかったことが、部長の話では、選定の前提である条件だという。プレゼンを入れないので、21日も引き続き議論をしたいという、それでよいか。そうすると社会福祉法人の応募がないことが、選定の前提である条件というところが、よくわからない。説明してほしい。

部長 公募のあり方である。公募の仕方と公募の期間、これについて大変大きな問題があるという指摘であった。基本的に応募の期間、応募の仕方についても全く問題はない。区としては問題ない、これは区の見解として話した。しかしながら有識者委員は、それについては問題がある、だから、そのこのところで、どうしても折り合いがつかなかった。結果として社会福祉法人の応募がなかった。これは区も社会福祉法人を除外したわけではないから、当然応募するものと思っていたが、結果として応募がなかったことは、大変残念に思っていると話した。しかしながら、これらの結果がなかったから、これは結果的には応募のあり方としての責任があるというのが、有識者の意見であった。

当然、有識者の中には、全員ではないだろうが、そういう公募ははたして公募といえるのかという強い公募に対するあり方論、または、あるべき論を主張されて、それがもし本来の公募と言えないならば、それは選定に入る前提として、そもそも公正な公募が行われていなかったから、選定には入れないだろうという意見があった。区としては、公募が不適正に行われたとか、公募に瑕疵があるということは、全く思っていない。17日の第1回選定委員会の中では、折り合いがつかなかったというのが、答になろうかと思う。

ただ、そのときには会長がもう選任されていたから、選定委員会としての運営権は会長に一定程度あるから、最終的に次回この問題を扱いたいという強い意向があり、区としてはそういう前提の意見は意見として留保しながらも、次回のプレゼンテーションを実施していきたいというのが事務局としての見解だったが、最終的には会長が次回もこの議論を引き続き行いたいとのことだった。したがって、関係の保護者、事業者に対して連絡をした。

保護者 社会福祉法人の応募がなかったことについて、実は保護者も非常にショックを受けている。これは確かに事実だ。そもそも、この問題については4月の時点で、保護者で保育園事業者にとったアンケートの中で、今回のプロポーザル募集期間では短いという答が出ていることを、この協議会で説明してきた。以前に保護者側から提案した内容だが、例えば大田区の実施例は4月中旬に公募をかけて、事業者の決定が7月末、3カ月以上かけている。中野区でも4月中旬の公募で、事業者の決定は7月の中旬だ。どこも十分な時間をかけて選定してきている。

今回、社会福祉法人の応募がなかったことも、選定委員会が始まっているから、

そちらで議論すべき内容だと思って、保護者からは何も言っていないが、はっきり言って公募期間が短かった。そこに責任、原因があると考えている。そこに対して、今練馬区は責任ない、問題ないという言い方をしているが、結果的にやはり応募していないわけだし、完全に練馬区の責任だと思っている。何でこれが問題ない、練馬区のやり方に問題がないといえるのか、もう1回説明してもらえるか。

部長 私ども公募については、さまざまな検討を重ねて、期間も皆様にも示し、そして皆様の指摘についても一定の配慮をしながらやってきたつもりだ。特に4月1日の広報に、11日から公募を開始すると載せた。また11日から当初20日までの公募期間について、皆様もアンケートをとられて、厳しい指摘もいただいた。その経過を受けて、22日までに期間を延長すると同時に、提出書類についても約1カ月間の猶予を置いて、5月9日までの延長とした。私どもとしては、与えられた時間のなかで、できるだけ公募がしやすいように配慮してきたつもりである。したがって、全く問題がない、あるいは責任がないということではなくて、当然課題としてはいろいろあるかもしれないが、有識者委員が言う「極めて問題あるいは瑕疵がある公募」というものではないという見解を申し上げた。

今、皆さんからもそういう指摘をいただいたが、私どもはそういう考え方である。だから結果的に社会福祉法人が来なかったということに関しては、私どもも大変残念に思っているので、その旨は改めて申し上げさせていたきたい。

司会 司会で申しわけないが、課題と認識していて進めるのはやめてほしい。課題があるってわかっていて、何で進めるのか。

部長 課題として認識をするというのは、そういう指摘もいただき、また今後につける課題も当然ある。さまざまな問題、完璧100%で、私どももやっているという認識はないということを申し上げている。ただ、もちろん100%を目指しながらやることは当たり前のことであるが、指摘いただく内容を私どもも反省をするところもあれば、準備をするところも当然ある。しかし、我々としても皆さんから指摘いただいたことについて、そのとおりと思うことについては、まがりなりにも変更し、そういう配慮もしてきたと思っているので、我々の公募が全く間違っていた、あるいは公募として成り立たないという指摘は、区としてきちんとした見解、間違っていないということを申し上げた。

保護者 間違っているだろう。何で社福が応募してこなかったか、理由を言うべきだ。理由ふさいでいて、応募してきていないのだから、何が原因と判断しているのか。

課長 それについては、まだ分析が必要と思っている。幾つかあると思う。公募においては、公募の方法、公募の期間、公募の内容、そういう幾つかの要素が当然あると思っている。そのそれぞれが、問題があって、応募できなかったと思っている。幾つかの社会福祉法人に、私どもも呼びかけながら声を聞いているが、幾つかの要因という指摘をいただいている。そういうものを今後考えていかなければならない。ただ、区として、今回の公募が、社会福祉法人の応募がなかったからといって、問題があったとは、重ねて申し上げるが考えてはいない。

保護者 私も今ちょっと怒りたいが、その前に先行して怒られた方のように、血のめぐりがよくないので、もう1回確認したい。社会福祉法人の応募がなかったことが、選

定の前提である条件であると、ゆえにプレゼンに入れないという主張だったわけだ。その理由というのが、公募の方法と公募の期間に問題があったと。ゆえに社会福祉法人の応募がなかったと。だから公募のあり方そのものに問題があると。そういう問題提起があったということで、まずいいか、認識は、流れは、まず確認してほしい。続きやるから。

課長　　そういうふうに私どもは聞いている。

保護者　　そういうことだ。公募の方法と公募の期間に問題があったゆえに社会福祉法人の応募がなかったということは、端的にいうと、つまり公募の期間が短くて、公募の方法が各社会福祉法人にも周知されなかったということか。だから社会福祉法人の応募がなかったのではないかと。今、期間について言っているようだが、その認識でいいか、1つには。公募の期間は、短いゆえに社会福祉法人の応募がなかったということか、その問題提起を言う側としては。

課長　　選定委員の意見は、そういうことだと思う。我々と選定委員のとらえ方は違うかもしれないが、委員の主張ということであれば、そういうことである。

保護者　　では、そういう認識でよいか。期間が短いゆえに周知されず、応募がなかったのではないかという問題提起である。それに対して区側は、期間は短くなかったと言っている。問題がないということだから、短くないということか。

課長　　どういう期間が一番いいのかということ、あろうかと思う。区として先ほど部長が言ったように、4月1日に予告をし、4月11日から22日という期間、それから書類の提出期限を5月9日とした。そういう部分で応募できるような形に極力、書類提出期限等もずらしてきたと考えている。

保護者　　ずらさせたのは、我々だ。区はずらしていない。そんなこと言ってはいけない。それでも足りないと言っている。それで問題がないだろう。しかもスケジュールだ、これ。100%先、完璧なものではないかもしれないが、それに近づける。それはそのとおりだ。だけど今言っているのは期間と確認した。期間だったら延ばせばいい。そしたら100%でしょう。それで問題がない、よく言う。それおかしい。

司会　　問題がないと言っている根拠を知りたい。例えば、練馬区で初めてやるのだったら、他区でそういう日程で、そういう周知の方法でやった例ってあるのか。それ把握していると思うが。絶対的にわからないなら、他区の例を見てみるとか。そういうのは、そういう話はどういう位置づけか。

保護者　　他区の例はあるのか。

課長　　最近というか、今年度も各区が、プロポーザル募集している。

司会　　初めてやるどころだ、当たり前だけど。

課長　　自治体として初めてということか。

司会　　練馬区が初めてだろう。

課長　　確認してみないとわからない。どういう期間を設けているか。

司会　　自分らのやりたいことやるときに、同じ状態でほかがどうやっているかということぐらい何でわかっていないのか。簡単な話だ。

保護者　　今回思うのだが、聞いていると、選定委員会でそういう公募のあり方、方法というのが議論になって、そういうところに問題認識を持たれている方がいて、そうい

う議論になったわけだ。その有識者は公募のあり方とかというところは、選定手続きに入る前の選定の前提ともいうべきものだというような表現を言ったと思うが、まさしくそうだと思う。我々から言わせると、選定委員会で公募のあり方に問題があるという意見が有識者の選定委員から出ている。それは根幹にかかわることだと思う。選定手続きに入る前に、もうだめなわけではないか。選定に入れないという考えを示している方がいるわけだ。だから、17日のときに議論が終わらないで、21日にもう1回やって、なおかつ1人がおやめになった。そういうことは、区としてどう考えているのか。大体おかしい、聞いていると。それだけでも問題と思っていないとか、何で問題と思わないのか。問題だろう、だれが見たって。選定に入る前に選定に入れないと言っているわけだ。それなのに、示したのを見ると今後のスケジュールは淡々と書いてある。6月5日、11日予備日とか書いて、12日に選定委員会で、プレゼンの予定と書いてある。どうして、そう淡々と書けるのか。公募のあり方が問題と言っているのだったら、区としてもう1回やればいいではないか。それは私たち再三言ってきた。

部長 区は問題提起に対して、どういう考え方を持っているのかというお尋ねがあった。そして皆さんで議論をした。そして1回目では、区の考え方は区の考え方として、選定委員会としてどうするか。これについては結論が出ない、したがって次回も引き続きする、やめないということで、次回になったということである。区としては、そういうことから、有識者の見解は見解として当然聞いて、そして区としては区の考え方を話した。したがって、その中で区としては、応募者の選定をする本来の役割に戻して、ぜひ選定委員会を継続してもらいたいと話した。

第2回目のときに改めての区の考え方も示して、しかしながら結果としては、1名が辞退された。選定委員会として立ち行かなくなるとは、区としては考えていない。これは選定委員会の中でも引き続き選定委員会として残るといふ委員もいたし、また選定の手続きを進めるためには、委員をどう選定していくのか、今後どう決めていくのかということも選定委員会の中で一定の方向性も出た。したがって、そういう流れの中で選定委員会を継続していきたいと考えていることを申し上げ、そしてその計画を皆様にも示したということである。

保護者 選定委員は問題を提起して示しているだけではなくて、それを解決しようと言っている。区は示すしかないだろうが、選定委員は違うだろう。

司会 簡単にいうと、これ問題提起されていて、それを多分ブレイクスルーしないと先に進めないはずだ。何を求めているかということ、保護者も有識者もどうも一致しているようだが、この公募が練馬区として正しかったといえる、その理由を示してほしいと言っていると思う。それが、これこれこういう理由で、他区の例を見てもこうで、こういうことをやってきて、だれが見てもそれがおかしくないというものが説明できれば、それで済むはずだ。例えばこれ問題提起があったその日に別に説明すれば済む話だ。きちんとした理由があれば。何でこんなに長引いているのか、よくわからない。だから、その理由を部長は全く言えていない。事実経過ばかり言っているが、何で問題がないといえるか、その根拠を言ってほしい。

課長 選定委員会の中でいろいろ議論があって、端的にいうと、では追加公募はどうか



という話があったりして、区としては、そういうことは考えていないという議論があった。では、この公募をやめてやり直すということは、この募集において応募者が来ているということもある。この公募が、全くだめなのかとは、区としては考えていないということで、そういうことであれば、委員のお1人の考えと相違しているということで、辞退したということである。

ただ、選定委員会としては、辞退はあったが、引き続き残って選定委員としてやっていくという確認を得て、後任についてどうするかという議論もあった。区としては選定委員会を続けていく形で、本日スケジュール案を出した。

保護者 今、追加公募と言った。追加公募という案が選定委員から出たということか。

課長 中身について詳細には私の立場では言えないが、そういう話があった。

保護者 なぜ、追加公募できないのか。

保護者 先ほど、公募の方法と公募期間に問題があるという問題提起したのだから、それに対しての答の1つだ。区は追加公募という案を断ったわけだ。なぜか。

課長 区としては、応募事業者が今回の公募で来ている。この公募について当然有効と思っているので、公募を前提に選定をしていきたいということである。

保護者 説明になっていない。

保護者 社福が何で来ないのか。これから、どの社福も絶対応募してこないと言っているのか。今回の方法が問題だったから応募してきていないのではないか。

課長 結果として、社会福祉法人の応募がなかったのは、区としても非常に残念だ。それについては、今後どういう形がいいのか、私どもの課題として考えていくべきと思っているが、今回の公募自体が無効とは、私どもとしてはとらえていない。

保護者 無効とは別に言っていない。公募の方法と期間に問題があるという問題提起をして、追加公募という案が出た。誰かが公募が無効と言ったのか。

課長 私どもとしては、再度公募をかけるのは。

保護者 いやいや、追加公募という案を出した方は、この公募は無効だから追加公募と言ったのか。追加公募と普通に聞くと、公募期間が短い、公募も徹底していない、周知していないとか、そういうことだ。だから、もう1回したらどうかということだ。別に無効ではないと思うが、そういうことを誰かが言ったのか。そうでなければ、追加公募すればいいではないか。

課長 誰かがどう言ったかというのは、私の立場では言えない。

保護者 だれが言う、言わないはいい。ただ、区としては無効とは考えていないと言った。別に選定委員も追加公募という案を出した時点では、無効と考えていないではないか。それは変だ。

保護者 社福にやらせたくないのか。何かあるのか。

保護者 全部なしにして、と言ったのではないのだろう。もう一回整理する。公募の期間に問題があるから社会福祉法人の応募がなかった。ゆえに公募のあり方に問題がある。だから追加公募したらどうかという話だ。ここに、今回の公募自体を中止せよとか、1からやり直せとは言っていないのだろう。そしたら無効ということではない。だったら追加すればいいではないか。何でそこでとまって、今度引っ込むのか。いじじになって、今回は有効だからと言うのか。だれも無効だなんて言っていない

し、公募を最初からやり直せとも言っていない、今の話を聞く限り。個々の話を誰がどう言ったかというのは知らないが、それはそれこそ非公開だろうから。

課長 私からももちろん個々の委員がどうこうと申し上げられないが、議論の筋道がどこまで言えるかということだと思う。区としては、新たに追加公募という形をとることは難しいという話をした。

保護者 何で難しいのか。難しい理由を教えてほしい。

課長 区としては、4月1日に示して、11日、22日という形で5月9日の書類の提出期限で、募集要領を出した。この条件で来てもらった応募事業者について、本当にできるのかどうか選定をすべきと考えているわけだ。

保護者 前のアンケートでも言ったが、あのスケジュールでは、社会福祉法人は応募できないという話をした。聞いているはずだ。だから練馬区は結局、社会福祉法人には委託させたくないということか。だからあのスケジュールでいいということか。

課長 区として社会福祉法人に委託をしたくないとか、そういう考えはもちろんない。

保護者 社会福祉法人が、あの期間では難しいと言っているのだから、あれで応募してきたところだけを対象にするという、言い方自体が間違っている。社会福祉法人が応募してこなかったのは、私たちだって問題だと思っている。あのスケジュールだって、私たち別に納得したわけではない。区側が固執するから、仕方がなくなっているだけだ。こういうことのプロだと思っているから、社会福祉法人も一つぐらい出てくるのかと思った。区側は本当におかしい。これが問題ということは、別に有識者でなくたって、最初から保護者もみんなわかって言っていた。あなたたちが一番ど素人だ。何でそれが問題ないと言えるのか。

司会 どうも2つぐらい問題があって、基本的に公募の有効性がどうだったか、選定委員会の中でどうも論破できていない様子だ。普通の意見を持っている有識者、あと私たちに、こういう理由があるから正当だと、おかしくないよ、どうも言えないよ。あと、もう一つ確認したいが、今この公募の問題提起というものが選定委員会であったが、これをブレイクして先へ進むというスタンスでよいか。

課長 今後、選定委員会の中での議論になると思うが、選定委員からまた同じように出てくれば、論議しなければいけないと思っている。違う論議とかであれば、そういう話になるが、この間の経過も踏まえながら選定委員の議論の結果によると思う。

司会 有識者委員に、保護者としては、100%手腕をふるってもらいたい。だから、選定委員会がどうなっているか知らないが、イメージ、日程があるので、早く進めさせてほしいということだけはやめていただきたい。これは保護者からの要望だが、それは大丈夫か。

課長 私どもはもちろん行政だから日程を全く考えず、ということはないが、今回プレゼンテーションを延期したことも、スケジュールがずれることもあったが、議論については尊重していきたいと思っている。

司会 選定委員会は、何のためにやっているのか。

課長 選定委員会は、まさしく事業者を選定するためだ。

司会 それだけだ。何で、そこにスケジュールが入ってくるのか。大目的はそれだろう。大目的が達成できなくともしてしまうのか。

課長 よりよい事業者を選定するための選定委員会である。それはそれで、スケジュールは全く考えず、というわけにはいかないと思っている。ただ、選定委員会の目的は、よりよい事業者を選定することが優先順位第1と考えている。

保護者 確認するが、17日、21日とやって、結局、今選定の前提である条件、つまり公募の有効性の話できて、それ以外の話はしていないということか。つまり今まで、さんざん我々プロポーザル要領を決めた後に、選定方法について随分議論した。選定委員会に任せるが、こういう要望があって、例えば別立てで6対4で現地のほうをきちんとやってほしいとか、審査表にしてもここをもっと見てほしいとか、保育の質の部分が随分薄いからここはもっと厚くしてほしいとか、いろいろ細かいことを申し上げた。最終的にももちろん、選定委員のやりたい形、いい形でやっていかれるべきだと思うが、2回つぶして時間がない中で、きょうの夜が顔合わせだ。ということは、6月5日から、まだ何も話していない。選定の方法に関しても、純粹に選定だけの話をするにしても、随分難しいと思うが大丈夫か。

部長 心配をかけたが、きょうは顔合わせだけではない。選定の手続きに入っていきたいと思っている。当然、選定として確認事項が幾つかある。これについては、もう第1回目の日に文書で示して、例えば公表のあり方等々については議論を行っている。すべてについて確認は済んでいるということではないから、あとについては本日も含めて早急に確認をさせていただきたいと思っている。

司会 もう1人、有識者が入るとのことだ。今まで有識者がしてきたことで、新しく入ってきた方が、まだしていないことがあるはずだ。例えば現行の光八の視察だ。そこら辺をして、その後進めるとなっているが、どこに入れ込む予定か。まだ、その新しく来る方が経験してないことがあるはずだ。今までの時間の中で、それは何と何で、どこら辺でやるつもりか。

課長 選定委員になった方は、光八の保育の実態をもちろん見てもらっている。新しくなった方にも見ていただく。ただ、本日顔合わせ等にくるので、日程を確認したい。それから、今までの選定委員に送っている保護者の光八の保育の質という資料も見ていただく。その前に選定基準の考え方は送っているので、ある程度見ていると思うが、本日の顔合わせの後、ほかの選定委員と同じところに行くように、確認したい。光八の分は、日程調整しないと、いつという話は今申し上げられない。

保護者 蒸し返すようで申しわけないが、私たちがお願いした選定委員が辞任するのは、とても私たちとしては衝撃が大きい。普通、やめるというのは聞かない話だ。それが社会福祉法人の問題だということだ。この応募ができる社会福祉法人は、大体、400社くらいだと部長が言っていなかったか。あらゆるところの法人を見ているわけではないので、こういう公募をしているので応募されたいという勧誘もしたと思うが、社会福祉法人にはどれくらい、勧誘とか、通達の電話をしたのか。

課長 プロポーザル募集要領が決まった段階で、区内の社会福祉法人には今まで情報提供してきたが、参加資格の点で厳しいので、区内では1法人だけが該当する。今までの話の中で公設民営は余り考えていないという話もあり、区内は難しい。その中で、以前に民設民営の保育園運営のプロポーザル募集をしたときに応募した社会福祉法人について、ある程度その時点でも一定レベルの社会福祉法人と考えていた法

人4つか5つに送って、なおかつ本部に行って、こういう公募をしているので、ぜひ応募をしてほしいという話はしている。

保護者 今の公設民営、民設民営の話は、先ほどの公募のあり方の問題では出たか。

課長 どんな議論が具体的に出たかは言えないが、その話が出なかったと思っている。

保護者 今まで色々話を聞いていると、事実としてこんなことがあった、理由はよくわからないが問題ない、としか僕には聞こえない。要は、選定委員はもめている。もめている理由は、公募の仕方、期間だと言っている。問題提起とさんざん部長が言っているが、問題提起されただけか。何かボールを投げられていないか。言いたいのは、要は事務局・区側として、この問題に対して何らかの具体的な回答を求められていないか。逆にそれがないと先に進めないということはないか。

もう1点。この個別協議会でも過去もそうだし、この2回の選定委員会の中でも、部長がさっき言っていたが、何かいろいろとやり方について問題あるが、それはそれとして置いておいて、スケジュールどおり、先に進めさせてほしいと。例えば先ほどプレゼンについてはやらせてほしいと。それは問題として考えるが、それは保留だと、簡単に言えばそういうことだ。この問題を保留にして先に進めようとするやり方が、この個別協議会でも選定委員会でも、もめている原因になっているか。これは考え直した方がいいと思うが、どう思うか。

部長 1点目、ボールを投げられて、それに対して回答を求められてはない。2回の選定委員会で十分、区としての立場は言った。その結果がこの形ということで、先ほど説明した内容だ。

それから、区としては、当然選定の前提としての公募のあり方を議論したいと言われ、結構だと私も申し上げてこの議論になったから、これが本筋とは関係ない議論だから、これはこれで別にするとは言っていない。ただ、選定委員会の趣旨は、応募した5社について、光八の運営を任せられる事業者を選定するのが選定委員会の役割だと申し上げた。その上で、その議論が引き続き問題提起として続けられる。区の考え方は申し上げているから、それはそれとして行っていただきたい。一方では、プレゼンテーションの日程も示していたことを了解の上で委員になったという経過もあるので、スケジュールは実施させてほしいと申し上げた。

したがって、プレゼンテーションを実施して、プレゼンテーションが選定手続きの一環であることはそのとおりだが、次のときにまたその議論をすることは、不可能ではないという考え方を持っていた。だから、それは並行的にやっていきたいという区からの提案をした。結果的には、会長としてそれはできないということで、プレゼンテーションが延期になり、このような対応となった。これはこれ、スケジュールはスケジュールというやり方がいけないという指摘だと思うが、私どもとしては、決してその前段のやりとりが全く本筋と離れているから、これは後でやってほしいと言ったつもりはない。並行してやってほしいと言ったつもりである。

司会 では、並行的にやっていって、最後の最後、手続きが全部済んだ。問題提起でひっくり返るといことも当然あるのか。

部長 プレゼンテーションは、選定委員の日程の都合だけで決まるものではない。保護者にも事業者にも知らせている。さまざまな日程調整の中で決まったものだから、

せめてプレゼンテーションだけはしたいと話した。

保護者 別に、そんなこと言っていない。プレゼンを延期するのを我々が推薦した選定委員会で延期と判断したのなら、我々全然問題ない。ただ、それは説明せよと言うだけだ。一緒にしないでいただきたい。プレゼンテーションをしたいのは、そちらだ。こちらは、その選定委員が問題提起して、それを解決しないとプレゼンに入れないと思ったなら、幾らでも待つ。21日にどうしてもやりたい、だれも言っていない。そちらはそうかもしれないが、まぜこぜにしていないか。

部長 今、言ったのは、事務局として日程を調整して行った。何も保護者が21日にどうしてもやらせてほしいという言い方をしたわけではない。いずれにしても、さまざまな関係の日程調整もして、またお知らせもしながら選定した日程ということと話したということである。したがって、区としては、その日程はやらせてほしいと申し上げたということである。

保護者 話を聞いてきて、ものすごい心配になったが、5月27日付資料の「2今後のスケジュール」、6月5日、11日はいいが、7月・8月引き継ぎ、9月委託開始と書いてある。選定委員は次どうなるのか、どういう議論をするのか。何かまた問題提起があってそんな話をするととなると、またそれで1回つぶれるわけだ。そうすると、実際その選定委員会の中で、我々が本当に望んでいる、いい事業者を議論する時間はとれるのか。それができないまま、9月委託開始をしてしまうのか。保護者として、すごく心配だ。

課長 選定委員会の本来の議論は、よりよい事業者がいるのかどうか、どこがそうなのか選定をしていくことだ。それぞれ選定委員の個人の判断もあるが、合議をしていく。その上で決めていく。その前段の問題提起の議論を全くしないというわけではない。きょう顔合わせだが、6月5日、11日、予備日として選定委員にあけてもらったという経緯があるので、そういう部分で前段の議論だけで終わるとは考えていない。本来の議論をもちろんしていく。12日については、選定委員の都合と照らして、1日必要とするプレゼンテーションおよびヒアリングを考えて予定している。私どもとしては、このほかにもスケジュール等が合えば、もし議論が不足している部分、確認しなければいけない部分があれば、当然、スケジュール調整してこの中でやっていきたいと考えている。

司会 1点、約束いただきたい。問題提起されている問題をそのまま残しつつ、業者を決めないという約束をしてほしい。簡単な話だ。当たり前である。問題を残しながら事業者決まったというのはやめてほしい。それを約束してほしい。

保護者 今の時点では平行線である。それで察するに選定委員が辞任されたわけだ。そこまできて、その後は何も決まっていない。新しい委員の補充までは決まっている。公募のあり方自体に問題があると言って、区は問題がないと言っている。それでずっと平行線だ。追加公募という話が出たが、区が難しいと判断した。なぜ難しいかも、我々にすら答えられない。それで、今平行線にとまっている。それで委員1人が辞任された。追加の委員は一応目星がついている。この後どうするのか。

課長 事務局としては、本来の選定の議論をしなければいけない、また確認をしなければいけない項目について、選定委員会の中で順次やらせてほしいと考えている。選

定委員から前回問題提起という話が出ているが、今回選定委員も1人がやめて、その中で色々な議論がある。それを受けとめながら、ではどうするのかという議論は、一方で出てくるか、出てこないかという話が出てくる、一定の考え方が出てくると、私どもとしては思っている。そこで、私どもとしては、それについて全く議論しないとかは考えていないので、もしそういう話が出てくれば、その選定委員会の中で議論をする。それと同時に選定委員会の本来の項目について議論していく。

保護者 ちょっと待って。よくわからない。何言っているの。

司会 問題残したまま事業者決めないでほしいと言っているだけだ。

保護者 それだけ約束して。

司会 簡単な話で、当たり前の話だ。

保護者 約束すると一言言えばいい。

保護者 約束すると大変だよ。

司会 大丈夫か。

課長 問題を残したまま、問題提起があって、それについてどう整理をするのか。選定委員会の中で議論はどうかというの、また一方であるかもしれない。そういう選定委員会の議論を受けて、私どもとしてはやっていくという形になる。

司会 問題を残したまま決めないということでもいいか。

部長 ささまざまな専門家が、それぞれの立場あるいは専門性で委員になっているから、それぞれの立場、場面で、それぞれの段階があると思う。それに対して、区としては、区としての見解を申し上げる。最終的には、選定委員会として結論をどう出すかということだろうと思っている。今の話、皆様のお考えということであれば受けとめるが、あくまでも選定委員会という独立した委員会があり、その中で事業者を選定していくという流れの中だから、問題提起をどう処理するかということも含めて、これは選定委員会としての最終的な判断だろうと私は思っている。だから皆さんの言うことをわかったと言って、選定委員会に返すことはできない。

保護者 確認だが、選定委員会で議論されてきた公募のあり方とかがあった。期間が短いではないかと、そういう議論が17日と21日あって、それについてはまだ続いていると理解していいのか。続いていると聞こえる。21日も前回の問題提起について引き続き議論をするという文章だけだ。1人やめたということだけが書いてある。課長の話を知っていると、またどうこれから選定委員会で議論するかどうかに向けて、どうなるかによって区側で対応するという言葉だが、そうではない。そういう議論があるならば、当然事務局にボールを投げられている。ボールは投げられていないと部長も言ったが、そうではない。それについて、今までこういう議論があり、こういう問題提起を受けた。それについて事務局でいろいろ精査してこう思っているがどうか、とすべきだ。そういう問題提起で、これから出なければ素通りしていくと聞こえたが、そんなのダメだ。1から出直してほしい。

部長 区の考え方として、どうなのかということは、申し上げられる。しかしながら選定委員会としてどうなのかという問いかけについては、私どもは答えるわけにはいかない。選定委員会としてのまとめがあるかどうかと思う。ただ、その上で申し上げるが、前回の21日の話し合いの中で、この公募の問題提起についての態度表明とい

うことで、3人から一定の考え方の表明があったと理解している。その1つのあらわれとして、1人がやめた。したがって、この問題は引き続き議論をしていくという性格ではなからうと、私自身は受け止めている。ただ、前回2回にわたって議論したことについて、最終的に選定委員会としてどう公表していくのか、という問題は当然残るので、これについては委員会の中で、公募についての問題提起のあり方、その議論について、選定委員会として整理をするということはあると思う。

だから、その問題はきょう議論されないと私どもは思っている。もちろん、これは選定委員会を実際にやってみて、その中でもし別な動きがあれば、委員会としてどうしていくかという判断になろうかと思うが、私が選定委員の1人して2回の選定委員会を通じて持った印象としては、申し上げた中身かと思う。

保護者 ということは、一応問題提起があって、紆余曲折があって、次回以降は具体的に選定に入れると、選定委員会の中では判断して、決まって、そちらに進むということなのか。

部長 選定委員会としてどうするかは、多分きょう決めることだろうと思うが、21日の終わり方を見ていると、次回から具体的な選定の手続きに入れると、私は委員の1人として感じている。

保護者 わかった。そうなら改めて確認とお願いをしたい。今の話で、つまり今回のプレゼンテーションの延期に際しては、選定委員から問題提起があった。それは公募の方法と公募期間に問題があり、それはひいては公募のあり方そのものに問題があると。追加公募案というのでも出た。でも、区は難しいと判断した。そして、その後、選定委員の中で一定の態度表明があり、確認をもらって、1人の委員がやめたという経過だ。経過の確認をした。

次に、これも既に何度も繰り返しているが、2回貴重な時間を使って、スケジュールはもともとタイトなわけだから貴重だが、後ろに延ばせば全然貴重でもないのだが、今後やっていく上で、選定委員は、きちんとした議論をする時間をとるように約束してもらえるか。つまり、いろいろ問題提起があるが、やはりスケジュールどおりをお願いしたい。どういうことかということ、あの区長の所信表明が問題だ。4月に公募、9月に委託、それさえなければ自由にもう少しできる。だけど、それをどうしても固持するのであれば、今後のスケジュールに無理がきているが、その中でいろいろ知恵を絞ってもらい、なおかつ引き継ぎ期間も十分にとって、9月から委託開始にする。であれば、このような形で予定が遅れたことを理由に、選定をおろそかにすることは絶対に避けていただきたい。それから今後のスケジュール、予定も期間としてはきっちりっていただきたい。それで9月にできるか。私は難しいと思うが。やるというなら、それなりのことを出してきてほしい。そういう約束してほしい。

課長 委員に十分な議論ができる機会を持たせるために、今回4人の都合をあらかじめ仮押さえしているのだから、そういう意味で選定委員には、議論、選定をしてもらいたいと考えている。そういう中で、事業者が選定できていけば、区としてはよいかと思っている。今回、今後のスケジュールとして出している部分は、それぞれの委員から、現時点でスケジュールの空いているところだ。今後スケジュールの変更等が

あれば、また再度調整をして、もう少し選定委員会をできるのかと思う。

保護者 最初の予定で、今回の選定の予定、破綻がなかったとしても、17日に決めたいという話だった。いろんなことがあって、しかも選定委員は、非常に忙しい方で、我々は自分たちの子どもの問題だから幾らでも無理もするが、選定委員はそうもできない。きっちり予備日をとってほしいという話をしたときに、17日に目安で決めたくて延ばして19だと言っていた。たった2日だ。ところが、こうやって議論あったら6月26日とぼんと延ばした。スケジュールがタイトなのか、緩いのか、いい加減なのか、しっかりしているのか、全然わからない。

私、今回のこのスケジュール、説明と同時に今後のスケジュールを出してほしい、スケジュールないしスケジュールの考え方という形で、書面で依頼した。気をきかせたつもりだ。スケジュールなんか出ないだろうと思っていた。つまり日程が、いけしゃあしゃあとこうやって数字が出てきた。僕はあきれているが、具体的な考え方でいいから出してほしい。日にちを出すのは、具体的でも何でもなし。こういう議論には、これだけの日程が必要だろうから、おおよそ2週間、それから実地にも1週間とか。何かの都合で、また議論が延びることもあるから予備日に2回分とるとか、そういう部分を具体的な内容と言っている。具体的といったら、途端に変な数字を出してきて、これでは帳尻合わせだ。

引き継ぎ期間、減っていってしまう。どうするのか。そういうことも含めて、これは重大なことだ。しかも、こういったプレゼンを延期してでも選定委員が議論したいと言った。私は議論するに足るべき問題だと思っている。だから、一応の解決というのではないが、選定委員会の中ではある程度のコンセンサスと言っているのかわからない。実際そちらでも話せない部分はあるだろうし、私どもには知らないところだから何とも言えないが、今後だってこういうことが出てくるかもしれない。その中で、きっちりしたスケジュールを立てて、十分に議論していただきたいということを約束していただきたい。

だから具体的なスケジュールは、こういうただの帳尻合わせの数字ではない。それできるか。これはかなり無茶なことと言っている。一番簡単な方法は、これを後ろにずらせばいい、どんどん。だれでも考えつく。我々もその提案をしたい、ぜひ。しかしそれが受け入れないということは、それなりの考えは当然持っているのだろう。またそうでなければ困る。今回の遅れによって、あらゆる今後の予定にしわ寄せがあることは断固認めない。計画というのは、そう立てるのではないか。それぐらいのことは、大まかにでも考える。

保護者 大事な子どもを預けるのだから、問題があったまま進むのは絶対避けてもらいたい。冗談じゃない。心して聞いてほしい。

司会 ほかの方はいかがか。

部長 選定委員会については、本日新しいスタートをする。今いただきましたけれども、当初話をしていたスケジュールは、きちんと確保しながら進めていくことはもちろんのことである。どこかをはしょって帳尻を合わせるということは、私たちがしようと思っても、選定委員会は認めないだろうし、選定委員会としてのスケジュールの日程を最終的には待って、我々としてはそのスケジュールに従っていく。もちろ



ん区としての意見は申し上げるが、最終的には選定委員会としての方向性を我々としても認めていくという形になろうと思っている。そういう意味では、本日予定されている議論を十分とらえて、今後の具体的なスケジュールに臨んでいきたい。

司会　　ちょっと今までの議論の中で、正直言ってお互い平行線、合意したものは何もないのかなというイメージだ。一たん、ここで休憩を入れて、多分この議論というのは、きょうで終わりということじゃないと思う。何かあるか。

保護者　1つだけ確認しておきたいが、不思議だったのは、選定委員についての話が進んでいる中で、課長が話の中心にいることの説明は、どういうことなのか。

課長　　私も事務局として、選定委員会の席にもいる。

保護者　課長、選定委員会のほかに、課長もその場で議論をされている横にいるのか。そのほかにもいるのか、こちらの係長もか。

課長　　私が議論に参加するというのではなく、選定委員会は選定委員の議論で決めるが、場所の設定なり、必要な資料の調整なり、また事務局に対する質問なり、そういうときに事務局がいる。私と職員1,2名控えている。

保護者　質問があったときとかは別だが、議論には参加しないということでもいいか。

課長　　もちろん私は委員ではないので、その議論には参加しない。ただ、聞かれれば、視察の日程の調整とか、では、区の意見はどうなのか、どういう状況なのか、というところで、では資料を出すとかはあるかもしれない。

保護者　その辺については、協議会の場で選定委員会の内容について、課長から話をすることはあるということは、委員に確認はとっているか。

課長　　今回、私から具体的な選定委員の発言については、皆さんにはつまびらかにできないと、最初のころ話した。ただ、協議会の中で一番関心もあり、また一番問題視されるという部分である。事務局の立場として申し上げられる範囲、事実の経過を中心として、話したということである。

保護者　その辺は事務局と選定委員との関係性というのは、何となく進めていくのではなくて、こうするというので、委員にも認めてもらい、するようにしてほしい。

課長　　再スタートなので、選定委員会の中で確認させてもらう。

保護者　きょう選定委員会は何時からか。

課長　　19時だ。

司会　　では、休憩する。

(休憩)

司会　　再開する。今回選定に関していろいろ議論があり、いまだ平行線のままだが、保護者側と区側の中では、きょうの一応、議論のしめではないが、きょう選定委員と会うということもあるが、要求項目があるので、保護者側から提案する。

保護者　今回も選定委員からの問題提起があって、いろいろ議論をされて、それによって予定がずれてきたということがあるが、公募のあり方そのものに対する問題に対して、こういう提起があった場合で、あくまでも選定委員会の大原則である合議を経てほしいということを改めて確認してほしい。問題提起があって、それを区側の考え方がこうであると。それこそ今のこの形のように平行論ですと行くのではなくて、その中で合意点を見つけていき、それで合議してから必ずその先に進んでいた

だきたい。今回だったら、その公募のあり方そのものの問題があるから、その選定には入れないという問題だった。であれば、その問題を解決とまではいなくても問題提起された方、それに対する区の考え方、それに対しての一定の合議を経てから必ず次に進んでいっていただきたいことを再度確認して、選定委員に伝えてほしいということが1つである。

保護者 これは練馬区に対しての要望だが、今の十分に議論してほしいということだが、9月の委託にこだわらずに子どもたちへの影響が出ないような形で、今回の委託計画のスケジュールを立ててほしいというのが、親からの要望である。これも区への要望だが、父母から練馬区に子どもたちの影響が出ないような形でスケジュールを立ててほしいという要望があったということを選定委員会に伝えてほしい。

司会 区側いかがか。

保護者 それを選定委員だけではなく、区議会の文教委員会にそういう話をぜひお願いする。9月にこだわらずに子どもへの影響を最小限に抑えたスケジュールにしてほしいという要望があったことを区議会にも伝えてほしい。

課長 2点だ。選定委員会のあり方、一定の合議を経て進めるという意見と、9月委託にこだわらないという形で進めるようにという話、そういう話が保護者からもらっているということで、本日の選定委員会の中でも話をしていきたいと思う。

また議会の委員会日程等もあると思うが、報告事項との関係で、どの時点でというところは言えないが、話をするようにはなるとは思う。そういう話があったことは、していきたい。

保護者 子どもたちに影響が出ないように、かつ十分な議論をするということをお願いする。きょう主要な時間を使って議論してきたわけだが、いわゆる合意事項ではないが、きょうの協議会の一種の合意事項扱いみたいな形で、今の要望を記録したいが、よいか。

課長 ただいま、協議会の中で保護者からそういう要望があり、区として要望を受けたということで、その確認ということであれば構わない。

保護者 選定委員に必ず伝えていただきたい。

課長 本日あるので、それは事務局から申し上げたい。

司会 保護者側よろしいか。

保護者 今議会の件が出たので、1つ確認しておきたいが、選定委員会で議論されている内容は、議会にはどういう形で報告しているのか。選定委員の個人名が出ているのかどうか、そういったあたりだ。

課長 区としては、選定中なので、選定委員の名前は話せないと申し上げている。ただ、選定委員会をいつした、どういうことをした、選定委員の1人が辞退したという事実の話はしているが、どなたがどうという話はしていない。

保護者 それはそうすると、個人的レベルでも議員に選定委員の名前自体が出ていることもないと考えてよいか。そうすると基本的には選定委員プラス数名出席している課長以下、数名の練馬区職員だけが端的には知っているということか。

課長 私どもとしては、議員であっても話していないし、個人名は言わないで説明している。選定委員会の設置のときも、そういう点を話して、有識者3名ということで、

名前は話せないとしている。

保護者 基本的に選定委員の規定では、有識者3名となっているが、実質的には保護者側が推薦する有識者3名でいくという協議会の認識があったと思うが、今回の1名辞任された有識者の補充的な形で入られる方は、どういう経緯で、選定委員の推薦で入ったということか。それはどうか。こちらが推薦した方が辞任して、それはとてもショックだということは、再三申し上げていると思うが、それを補充するに当たって選定委員会は独立した会であるから、仕方ないとも思えるが、推薦者側に何も話がなくて、そういうことが運んでいいのかどうか、お聞きしたい。

課長 選定委員の1人が辞退したということで、要綱で、辞退があったときに、どう決めていくかという手続きについては想定していなかった。辞退があったと同時に、他の選定委員から、こういう方がいいではないか、具体的には後ほど説明したいという話が選定委員会の中であって、では、事務局としてもそれを受けて動こう、と申し上げた。もちろん今までの選定委員については、保護者からの推薦ではあるが、本日その手続きというか、3名ということで、経緯としては保護者から推薦だ。現在残られている選定委員からの推薦という方が新しくおり、本日顔合わせであるが、保護者も合意もらえば、そういう形で進めたい。

保護者 そのこのところで、問題と思うのは、こちらが推薦した有識者が辞退した事態について、それはそれぞれの考え方だから仕方がないということで済んでしまうほど、選定委員の1人が、選定が始まった時点で辞退することが、そんな軽々しく扱われていいものかと、疑問に思う。もし事務的な手続きで考えれば、対策委員が推薦したと思うが、少なくとも対策委員に当日にでもそういうことがあった、ほかの有識者から推薦されたが、それでいいかどうかを推薦した側に確認するぐらいの程度の重みは感じていただきたい。では、そのうちみんな、私はもう意見違うからやめるといってやめた。そんな話になられると困るので、その辺はきちんと連絡とりあったほうがよいと思う。

司会 補足だが、区側から役員に名前等は伝わっているのか。

課長 経過というか、プレゼンテーションの延期の話があって、その後、資料の要求があったときに、こういうことだと話した。正式なものではないと思っている。

保護者 正式ではないにしろ、とりあえず報告はしたのか。では、それはわかった。

司会 今回の件は多少日程の前後があったにせよ、一応打診があって、保護者側の役員で問題ないというキャッチボールをしたということでよいか。

保護者 連絡があって、すぐに協議会があるから、そこで確認していただきたい。それは私の一存では決められない。今そういう問題提起も会ったし、辞任、その後任の選定方法については、差し支えなければ、今この場で保護者が選んだ選定委員の1人から推薦が新たにあって、その選定委員を認めるかということ、区側から提案をいただければ、ここで認めるのであれば、それでいいと考えているが、いかがか。

司会 では、保護者側から特に問題ないという話だ。

保護者 先ほどから言いたいのは、委員の1人が一度引き受けた仕事を辞任することは非常に重いことだということは、忘れないでほしいというのが、私の言いたいことだ。

司会 では、事務的な手続きとして、紹介されている有識者は問題ないということで、

保護者も納得しているという話でよいか。(了解)

では、司会としては、次に引き継ぎ計画書があり、この議論をするか、きょうの主題である覚書のほうに飛ぶか、どちらがいいか。時間との関係、今言っておきたいこと、優先度等を含めて、保護者側どうか。覚書のほうにいくか。

保護者 それでは、前回我々の考えの覚書、それに対して区の考え方ということで、ボールを返してもらったので、それについて我々の再度の考え方を述べたい。

司会 保護者側から引き継ぎ計画を次回に延ばしてもらうことをお願いしてほしい。

保護者 きょうの予定だと覚書、運営委員会、円滑な引き継ぎだ。円滑な引き継ぎにかかわる資料ももらったが、プレゼンの説明、スケジュール等で前半延びてしまったので、引き継ぎに関しては次回以降に議論させてほしい。

まず覚書について、区からボールを返してもらって、それで我々から再度提案する。本来なら資料として書類を配りたいが、まだ我々のほうでも考え方としてはある程度あるが、きちんと提出するほど煮詰まっていない。ただ、おおむねの考え方だけは伝えておくことによって、区側も理解が深まって、それに対する対応ができる。ある種のたたき台として、まず出したい、話したいということだ。

保護者 では、画面を見ながら説明させていただく。1つ目は選定委員会がプロポーザル要領を満たす適切な事業者を選定できなかった場合について。まず民間委託および光八民間委託対策協議会における委託に向けた協議を一時凍結する。事業者を選定できなかった場合について、1つは民間委託及び個別協議会における委託に向けた協議、これを両方一時凍結する。

2として、プロポーザル要領を満たす事業者を選定できなかった理由を明確にする協議機関を別途設置する。ウとして、以降の協議機関は区側を部長、課長および区が必要と認める職員。保護者側代表者および保護者または区側が必要と認める有識者により構成する。エとして、協議機関の設置について詳細は民間委託に向けた協議をし、凍結前に区側および保護者側が話し合いで別途定めることとする。簡単に言うと、もともと光八の今私どもが協議しているのは民間委託に向けた協議会だから、その事業者を選定できなかった理由を明らかにしてほしいということだ。この間、区から出てきた資料だと、そのまま再度プロポーザルしたいみたいな話が出ているが、少なくともプロポーザル公募がうまくいかなかったというのを明らかにする過程を踏まない限り、再度公募なり何なり委託に向けた協議を進めることは、考えられないので、問題点の整理だ。きょうも問題点の提言があったという話が出たが、その問題点を明らかにする機関を別途設置していただきたい。当然、有識者は今回の選定にかかわった選定委員会の方が中心になると思うが、そういう方々を含めて、そういった形で次はどうすればきちんとした事業者が選定できるかということ議論したいということだ。もちろんこれはプロポーザル要領を満たす適切な事業者が選定できなかった場合だ。

事業者に対しプロポーザル公募を再度行う場合について。当然 を受けた場合も同じだが、 を受けた形で、 で問題がきちんと整理された後の話になるが、保護者と区側で合意した光八民間委託に関するプロポーザル要領並びに個別協議会における合意決定事項については変更しないこと。イとして、事業者公募に関し事業

拡大の機会を公平に確保するための情報提供期間を十分に設定するとともに、社会福祉法人など多くの事業者に機会を与えることを目的とし、年度ごとに契約期間を設定するものとする。基本的には今回合意した事項は変えてほしくない。これだけ長い時間をかけて協議してきたわけだから、変えてほしくない。同じ形でやってほしいということである。イに関しては、社会福祉法人は多くの事業者に機会を与えることを目的とする。年度ごとの契約期間という形で設定してほしいということだ。年度途中ではなくて、年度ごとだ。

として応募事業者が決定後に辞退した場合について。これは とは違って、選定委員会自体が、その事業者を選定した上で、何らかの事情、株式会社だから倒産するとか、実質的に事業ができなくなることも考えられるので、その場合に、原則としては 項に準じ、プロポーザルの再度の公募を実施する。先ほど言った募集要領を変えないでほしいということだ。(イ)としては、次順位事業者の繰上げは選定委員会を再構成し、慎重に審議の上、事業者が要領を満たすと判断した場合のみとするということ。基本的には選定委員会で1社が選ばれるわけだから、そのときたまたま2位につけていた事業者が適切かどうかという判断は、多分選定委員会の中ではされないままだから、黙って次順位に事業者を繰り上げることは当然考えられなくて、選定委員会の中で再度議論した上で、結局、次順位事業者は繰り上げることは当然あり得ないという考えである。

としては、事業者決定後、委託開始時点で事業者がプロポーザル公募に対する要件を満たせるかどうかについて。結局9月1日の時点で、今まで決めてきたプロポーザル公募に対する要件が満足できるか。まずできるかどうかをどう判断するかということだが、区は事業者の事業履行について要件を満たすかどうかのチェックシートを作成しておくこと。イとして、チェックシートについては事前に保護者と協議し、確認しておくこと。チェックシートに基づき事業者の事業履歴について要件を満たせない場合は、前項 項イに準じ、事業者の再公募を前提に区直営による運営を継続すること。要はきちんと9月1日時点で、例えば経験年数とか、障害児保育に関する経験とか、チェックする形をきちんととってほしいということだ。事業者もできたというかもしれないが、それを確認する方法は、私たちも持っていないから、それは練馬区の責任において、チェックシートなりを作成して、事業者がきちんとある基準に達している、要は事業者が提出してきた資料は、何でもやると書いているに決まっているから、それがきちんと守られる条件ができているかどうかは、きちんと確認してほしいということである。

委託開始後に事業者がプロポーザル公募に対する要件を満たしているかどうかについて、これは当然、運営委員会において前項 のチェックシートに準ずる確認を実施すること。イとして事業者が要件を満たせない場合は、1カ月以内に改善項目を明確に運営委員会に報告し、運営委員会の指定した期間内に改善実施すること。実施報告および改善の実効性がないと判断される場合は、 項に準じ事業者の再選定を実施するという形だ。

もう少し考えるべきところがあるが、おおむねこういう内容で考えている。

保護者 補足すると、前回、表の形で出した。それに対して区の考え方がきた。公募が不

調に終わった場合の措置という形で前回、表で出しているが、その不調があいまいなので、選定委員会がプロポーザル要領を満たす適切な事業者を選定できなかった場合と書いている。それから、今区の考え方で再度公募を行うことを前提にと書いてあったが、再公募をする場合には、そのプロポーザル要領を満たす事業者を選定できなかった理由をきちんと把握してからでないと、我々は再公募には動けない、納得できないということである。別途協議機関、イダ。これの判断いかんで、その再公募ということは出ないこともあり得るのでないかと思うが、少なくともこれを経てからでないと再公募は考えられないので、こう書いている。

応募事業者の決定後に辞退した場合については、これはそのとおり事業者決定後の事業者の辞退という形で、表に書いている部分の説明である。ポイントとしては次順位事業者を単純に繰り上げることはどうかということである。必ず選定委員の選定を経て、それがいい、満たすものだということを確認した上でないと、単純な繰り上げは、今回の民間委託という性質からしても、単純な繰り上げ当選という形の処理はふさわしくないと我々は判断した。

その下の表でいうと、9月1日の時点で事業者はプロポーザル応募要項の条件を満たせなかった場合というのが、4と5だが、その満たせなかった場合というのをいかに判断するかということで、チェックシートというのを我々は今提案している。それによって、区も保護者もそれぞれが条件を満たしているかどうかというのが明確になるので、それ以降の対応がきちりできるということだ。

それから区の考え方で、改善書を提出させる、期限を定めて改善を求めると考え方で出てきているが、我々としては改善というか、この時点ではあり得ないと考えている。というのは、9月1日の時点では、まだサービスが何もされていないわけだ。しかし、その9月1日をもって、完全委託という形をとる以上は、例えば金銭の支払いということでも、ここでもう既に事業者に対して、区は支払いという形でも事業をすることになるので、その時点で例えば職員配置等で、人がそろわないというのは理由にならないと考える。9月1日が完全委託である以上、そうなる。だから、それに対して改善ということも当然あり得ない。だから、これはこの時点では、先ほど言ったようにチェックシートという形で透明性を高めた上で、ここに落とし込んで判断していくということである。

5に関しては、委託開始後だ。基本的には、何回も2項に準じてとなっているが、それぞれ何か問題があった場合には必ずその理由、原因を解明して、それによって再度公募が妥当であるという判断が出た時点でないと公募は行わない。それから、もう一つ公募は必ず年度初めで行う。それから、もう一つはプロポーザル要領と我々が話し合った条件は一切変えない、これがポイントだ。

保護者 今ここに表現し切れていない、まとまってなくて渡せないと言っている部分が全く今出なかったの、そのことだけ追加させていただく。

1つは委託開始後に運営委員会で園の運営状況を監視していくと思うが、これは、事業者も含めた形で議論していく場だから、それとは別に、いわゆる内部調査的なもの、前回内部調査に関しては運営委員会において議論すべき内容と区は考えているが、少なくとも何か疑わしい状況が発生したときに、いわゆる調査を行うような

組織が別途必要であると私たちは考えている。当然、区の保育課が中心になるかもしれないが、例えば昼間の保育が言ったとおりになっていないというのは、保護者はわからないから、平日の昼間どういふことが行われているのかとか、例えば事故が頻発するとか、大きく状況が変わるようであれば、当然それを調査する委員会が必要になるから、委員会にするかどうかは別として、そういう機関は設けてほしい。

もう一つは具体的に本当に問題が発生してしまった場合だ。いわゆる事業者の解約の判断、これはもう解約するレベルかどうかを行う機関が必要だ。事業者を当然含めない機関だ。当然、有識者の意見を聞いた形で判断を行うような機関であると思うが、いわゆる調停関係を含めて、そういうのも実施するような機関が、事故等の調査をする機関と紛争関係を解決して、その解約等の判断をするような機関というのは、運営委員会とは基本的には分けて事業者の入らない形で作るべきと考えている。その分は、今文章的にはできてないが、当然その辺が問題ありと判断を下した場合の措置に関しては、上のほうに書いてあった 事業者の再公募、再選定という形になると思っている。以上だ。

司会 とりあえず、きょうは特に議論ではなくて、まずは意思を伝えるという話だが、議論ではなく、何か区側から一言、二言あればと思うが、いかがか。

部長 覚え書については、区長が判を押す形になるのか、どのレベルになるのか、はあるが、皆さんからいただいた。その覚書の中身のレベルも決めなくてはいけない。また当然だが、内容も決めなくてはいけない。今、保護者から具体的条件も含めた提案をもらったと思っている。私ども今見たただけだから、具体的なコメントは控えるが、現実的な形で提案をもらったという印象を持った。私どもも具体的な形での表現を含めた詰めを今後させてほしい。

司会 特には保護者側ないか。

保護者 一たん協議会を凍結することについて、全員の意見にはならないかもしれないが、言っておきたいことがある。もしこれが普通に終わった場合、考えられる原因というのは、どこのレベルにあるかというのはいろいろあり、先ほどの話にもあったように、区内の社福に問い合わせたときに、公設民営では受けられない、民設民営だったら、つまり民営化だったら受けられるという話もあったということを知って、そういうレベルの問題で不調に終わっているのかもしれない。この公募自体が失敗したのかもしれないということも踏まえた上で、どうするかということを考えないと、そういうところを我々光八の保護者が、ただ単純に区に言われたから乗っかって、そこまでのところはもうなしにして話を進めたということになるので、それはすごく心外だ。その辺はきちんと原因を徹底的に調べて、その原因のレベルに沿った対処の仕方をしてほしいことを込めて、こういう考え方を出していると、私は認識している。よろしく願います。

司会 区側あるか。では、時間もないので、最後にしたいが、何かあるか。もしなければ、私から、確認事項で、覚書の中でいろいろ別途機関を定めるという絡みになるかどうかかわからないが、個別協議会を開くかわりに全体協議会を開いてほしいということで、個別協議会を開いているはずだ。それがどうも遅々として進んでいないという情報を受けていて、そこら辺がどうなっているか、聞かせてほしい。

課長 個別協議会を立ち上げると同時に、全体協議会開催ということで、そのための調整会議を2回した。区としては、前回の要点記録を今月中に送り、次回はすぐにと  
いうわけにはいかないと思う。前回の調整会議のときも次は全体協議会に行くとい  
う状況ではなかったので、調整会議をもう1回やろうかというところだ。

司会 何が問題なのか。

課長 全体協議会を開こうとして、調整会議の議論の中身で、私どもとしては要領につ  
いての議論をしてもらい、早急に立ち上げたい、そうでなくても、その前段の議論  
でいろいろ意見は聞いたところがある。2回目の調整会議で多少要領についても入  
っているの、そちらの整理ができて、1回目と違って2回目は全体の議論という  
のがほとんどである。要領についても、多少皆さんが議論しているので、私どもと  
しては次回で立ち上げていきたい。

司会 わかった。私たちもそういう約束した話で、委託後に全体協議会が立ち上がった  
というのは私たち認めない。問題が何なのか、速やかに原因を解析して、今のやり  
方がだめならば、ほかのやり方もあるだろう。2カ月に1回というのも、相当、私  
は頭にきている。何で私たちが1週間に1回で、何で全体が2カ月に1回のペース  
なのか、さっぱりわからない。そこら辺を含めて再考してほしい。

ほか何かあるか。では、次回の項目については今回覚書、1回考え方を投げたと  
いうことで、運営委員会の議論はまったくなされていない。あと引き継ぎの部分、  
きょう区側から出されている部分、その辺が積み残しになってくる。日程としては  
2週間後でよいか、土曜日。区側から提案していただけるか。

課長 次回日程は、2週間後の6月11日、時間は2時からでどうか。

司会 6月11日の2時からという提案があったが、いかがか。

保護者 選定委員会の予備日は大丈夫か。

課長 選定委員会は夜間になる。

保護者 12日の選定委員会は、プレゼンテーションおよびヒアリングということか。

保護者 12日の選定委員会は午前、午後という形だ。こちらはそういう予定だ。

保護者 きょうは委員長が来ていないが、再度11日が難しいとなった場合、代わりの日  
は、4日という可能性もあるかもしれない。4日とか、18日とかはどうか。

課長 6月18日は昼間なら構わない。夜は6時半から予定が入っている。

保護者 6月18日の夕方、2時、3時なら大丈夫か。

課長 5時ごろに終われば大丈夫だ。関町のほうに予定が入っている。

保護者 ちなみに11日、先ほど最初に提案した日は選定委員会が夜だが、やはり6時か  
7時なのか。

課長 それくらいの時間を予定している。

保護者 2時でも3時でも構わないか。

課長 昼間なら構わない。

保護者 ちなみに4日のご都合はいかがか。

課長 4日は大丈夫だ。

司会 正式には決めないということで、4日は難しいだろうが、11日をめどに考える  
という話だ。あとプレゼンだが、時間とか、場所とかはわかっているか。わかって



いるなら聞きたい。これは日曜日になっているが、これも保護者側の都合からすると、土曜日預けている人は、保育が1週間ぶっ続けになる。そういう点で何とか土曜日とかに調整はできないか。

課長 きょうの選定委員の顔合わせの中で最終的な期日の確認をもらってということになると思う。ただ既存の日程調整で11日くらいしか設定できなかった。

私どもの考えからいえば、午前9時半から12時20分ぐらいまでの中という予定である。選定委員会がその後ある。

保護者 では、前回同様、給食を含めて対応していただけることでよいか。また日程が決まり次第、文章で流してほしい。

課長 そのようにする。

保護者 あと場所は、どうしても職員研修所ではないとだめなのか。遠い。

課長 場所につきましては、職員研修所ということをお願いしたい。

司会 では、時間もないので、保護者側はよいか。

では、第12回個別協議会を終了する。